

平成30年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第4回）議事録

■日時 平成30年7月27日（金）午後3時29分～午後4時34分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

柳会長、町田第一部会長、奥委員、小堀委員、齋藤委員、谷川委員、寺島委員、
義江委員

■議事内容

審議

「（仮称）赤坂二丁目プロジェクト」環境影響評価書案に係る項目別審議及び総括審議
⇒ 大気汚染及び電波障害について審議を行い、大気汚染に係る委員の意見について、
指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

平成 30 年度「東京都環境影響評価審議会」

第一部会（第 4 回）

速 記 録

平成 30 年 7 月 27 日（金）

都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 21

(午後 3 時 29 分開会)

○真田アセスメント担当課長 それでは、時間になりましたので、早速始めさせていただきますと思います。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、事務局から御報告申し上げます。

現在、第一部会委員 11 名のうち、6 名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

それでは、第一部会の開会をお願いいたします。

なお、本日傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

○町田部会長 はい、承知いたしました。

それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第 6 条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から 30 名程度といたしたいと思います。

では、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○町田部会長 傍聴人の皆様、お暑い中のお集まり、ありがとうございました。

傍聴の方は、傍聴案件が終了いたしましたら退席されても結構でございます。

それでは、ただいまから、第一部会を開催いたします。

本日は、お手元の会議次第にありますように、「(仮称) 赤坂二丁目プロジェクト」環境影響評価書案に係る項目別審議及び総括審議、その他となっております。

それでは、「(仮称) 赤坂二丁目プロジェクト」環境影響評価書案に係る項目別審議を行います。

初めに、騒音・振動について事務局から説明をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 はい、わかりました。

それでは、説明をさせていただきます。

本日の資料、1 ページをお願いいたします。資料 1-1、騒音・振動でございます。

お手元の評価書案、こちらの 98 ページをお願いいたします。

最初に、現況調査の調査事項については、騒音・振動の状況、発生源の状況など 6 事項でございます。

101 ページをお願いいたします。

こちらの図は、騒音・振動の現況調査地点の図でございます。

●が、一般環境騒音・振動調査地点で①の箇所、■が、道路沿道騒音・振動調査地点で②の箇所、赤矢印が工事用車両の主な走行経路（入庫）のルート、青矢印が工事用車両の主な走行経路（出庫）のルートでございます。

104 ページをお願いいたします。中ほど、(イ) 現地調査の調査結果でございます。

騒音の状況の現地調査結果は、下の表 7.2-6 に示すとおりで、計画地、区道いずれも環境基準を下回っております。

b. 振動の状況の現地調査結果は下の表 7.2-7 に示すとおりで、計画地、区道いずれも規制基準を下回っております。

113 ページをお願いいたします。予測でございます。

予測事項は、工事の施行中の建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動の 2 項目としてございます。建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動の予測の対象時点は、建設機械のパワーレベルまたは振動レベルの合成値が最大となる時点とし、工事着手後 22 か月目としてございます。また、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動の予測の対象時点は、工事用車両の走行台数が最大となる時点とし、工事着手後 22 か月目としてございます。

予測地域につきましては、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動の予測地域は、右の 114 ページの図に示す南北約 400m、東西約 400m の範囲、騒音が地上 1.2m、振動が地表としてございます。工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動の予測地域は、工事用車両の走行ルートの沿道としまして、115 ページの図に示す 1 地点の道路端の騒音が地上 1.2m、振動が地表としてございます。

なお、ほとんどの工事用車両は六本木通り、外堀通り及び赤坂通りなどの幹線道路を走行。六本木通り、外堀通り及び赤坂通りの一般交通量は、昼間 12 時間あたりご覧の台数で、一方、工事用車両の出入台数は最大でも 12 時間あたり 452 台であり、一般交通量に対する割合は約 1.1%~6.1%と小さいことから、予測地点として選定してございません。

116 ページをお願いいたします。予測方法でございます。

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の予測は、下の図に示す手順に従って行ってございます。予測式は、日本音響学会の予測式を採用。予測条件となる建設機械の種類、パワーレベル及び音源の高さは、下の表に示すとおりでございます。

117 ページをお願いいたします。

建設機械の位置は、右の 118 ページの図に示すとおり配置。予測においては、全ての建設機械が同時に稼働するものとしてございます。

119 ページをお願いいたします。

建設機械の稼働に伴う建設作業振動の予測は、下の図に示す手順に従って行ってございます。予測式は、「技術手法」の建設作業振動予測式を採用してございます。予測条件となる建設機械の種類及び基準点振動レベルは下の表に示すとおりで、建設機械の位置は先ほど御説明したのと同じでございます。

右の 120 ページをお願いいたします。

工事中車両の走行に伴う道路交通騒音の予測は、下の図に示す手順に従って行ってございます。予測式は日本音響学会の予測式を採用してございます。予測条件となる工事中交通量は下の表に示すとおりで、音源は車道部の中央に設定してございます。

122 ページをお願いいたします。

工事中車両の走行に伴う道路交通振動の予測手順は、下の図に示す手順に従って行ってございます。予測式は、「技術手法」の道路交通振動予測式を採用してございます。予測条件となる工事中交通量及び走行速度は「工事中車両の走行に伴う道路交通騒音」と同様で、予測基準点の位置は車道部の中央から 5m 地点に設定してございます。

予測結果につきましては、評価とあわせて御説明いたします。

127 ページをお願いいたします。

環境保全のための措置でございます。

工事の施行中の予測に反映した措置としては、工事区域周辺に高さ約 3m の工事中仮囲いを設置。建設機械は、低騒音型・低振動型建設機械を使用。工事中車両は、積載量を遵守するとともに走行ルートを限定してございます。

予測に反映しなかった措置は、既存建物解体時には解体階を高さ約 2m の防音シートで囲う。建設機械の同時稼働台数を極力少なくし、建設機械が敷地境界付近に近接あるいは集中しないよう作業手順・工程の調整。工事の平準化を図り、工事中車両の極端な集中を回避するなど、ご覧の 7 点がございます。

右の 128 ページをお願いいたします。評価でございます。

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の評価の指標は、「環境確保条例」に基づく「指定建設作業に適用する騒音の勧告基準」で、敷地境界における建設作業の騒音レベル (L_{A5}) の最大値は、評価の指標とした勧告基準を下回ってございます。

工事の実施に際しては、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業に努めること。低騒音型の建設機械を使用するとともに、建設機械の過負荷運転の防止やアイドルリングストップを徹底することなど、建設機械の稼働に伴う騒音の低減に努めることから、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考察してございます。

また、建設機械の稼働に伴う建設作業振動、評価の指標は、「環境確保条例」に基づく「指定建設作業に適用する振動の勧告基準」で、敷地境界における建設作業の振動レベル (L_{10}) の最大値は表に示すとおりであり、評価の指標とした勧告基準を下回ってございます。

こちらについては、騒音と同様、ご覧の本文に記載の措置に努めることから、建設機械の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられると考察してございます。

129 ページをお願いいたします。

工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の評価の指標は「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準」で、道路端における道路交通の騒音レベル (L_{Aeq}) は 59dB であり、評価の指標とした環境基準を下回り、一般車交通量の騒音レベルと比較した工事用車両走行時の増加レベルは 0.2dB と予測。

工事の平準化を図り、工事用車両の極端な集中を回避。急発進や急加速、空ぶかしを避けることなどにより、工事用車両の走行に伴う騒音の低減に努めることから、工事用車両の走行に伴う騒音の影響は少ないと考察してございます。

また、工事用車両の走行に伴う道路交通振動の評価の指標は「環境確保条例」に基づく「日常生活に適用する振動の規則基準」で、道路端における道路交通の振動レベル (L_{10}) は 47dB であり、評価の指標とした規制基準を下回り、一般車交通量の振動レベルと比較した工事用車両走行時の増加レベルは 1.1dB と予測。こちらについても騒音と同様、ご覧の措置に努めることから、工事用車両の走行に伴う振動の影響は少ないと考察してございます。

本日の資料 1 ページにお戻りください。

資料の中ほどより少し下です。都民の主な意見はございませんでした。関係区長の意見については、1 枚おめくりいただきまして 2 ページをお願いいたします。

港区長からは、建設作業に当たっては、騒音、振動、粉塵など周辺環境に与える影響を低減するよう適切な対策を講じてほしいということ、工事車両について、騒音、振動、渋滞など周辺への影響を考慮し、車両の出入りする動線や時間帯などを工夫すること、また、工事車両の通行が想定されている区道 679 号、869 号及び 1041 号は道路が狭隘であることから、通行する車両については徐行を含めた交通安全の徹底を図るとともに、沿道住民などへの丁

寧な説明に努めてほしいという御意見をいただいております。

また、千代田区長からは、工事期間中の周辺道路の交通状況を把握し、適宜工事車両の通行による交通煩雑削減のための適切な対策を図ること。また、工事車両の通過ルートについては、関係機関と十分協議し、周辺の交通渋滞及び沿道の騒音の防止に努めてほしいという御意見をいただいております。

以上を踏まえまして、町田委員に項目検討をお願いいたしました結果、3 ページのとおり御意見をいただいております。

意見を読ませていただきます。「工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動について、評価の指標を下回るとしているが、主な走行経路となる区道は、道路幅が狭く、沿道には住宅が存在することから、環境保全のための措置を徹底すること」という御意見でございます。

意見の取り扱いについての事務局案といたしましては、御指摘の趣旨を答申案に入れるというものでございます。

説明は以上でございます。

○町田部会長 ありがとうございます。

騒音・振動につきましては、私が担当いたしましたので、若干の補足をさせていただきます。

影響評価については、先ほど御説明のとおりでございますが、港区長からの意見にございましたように、工事用車両の走行ルートとなっております区道 679 号は、意見にも出させていただきましたが、車道が 4.78m という大変狭い道路でございます。

それともう 1 点、工事用建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果が、区道 679 号は、ほぼ南西側と言いますか地域に出ております 77dB と出てるんですが、現地視察をして確認をしてみましたけれども、その周りには大変静かな住宅地も存在していますので、ぜひ工事の遂行に当たっては騒音・振動の影響がないように工事計画等をしていただきたいと、そういう要望を含めまして、先ほど事務局から読んでいただきました意見をさせていただきました。

以上でございますが、何か御質問等がございましたらお願いをいたします。

よろしいですか。

よろしければ、特に御意見がないようですので、騒音・振動につきましては指摘の趣旨を答申案に入れることといたします。ありがとうございます。

次に、日影について事務局から説明をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 はい、わかりました。

本日の資料 4 ページをお願いいたします。資料 1-2、日影でございます。

お手元の評価書案の 130 ページをお願いいたします。

最初に、現況調査の調査事項でございますが、日影の状況、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設などの状況など、6 事項を選定してございます。調査地域については、計画建築物により日影が生じると予想される地域でございます。調査方法は、計画地近傍で天空写真を撮影する方法により把握してございます。また、天空写真の撮影地点は、計画建築物による日影が生じると予想され、かつ不特定多数の人の利用などが見られる計画地周辺の道路を対象としてございます。計画地北側の計画地敷地境界から約 6m の地点を撮影地点としてございます。

132 ページをお願いいたします。日影調査地点の図の●No. 1 地点が、天空写真の撮影地点でございます。

1 枚おめくりいただきまして 133 ページをお願いいたします。調査結果でございます。

日影の状況でございますが、天空写真については 141 ページをご覧くださいと思います。141 ページをお願いいたします。こちらは、上が現況、下が工事の完了後の天空写真でございます。

すみません、133 ページへお戻りください。

冬至日における現況の日影時間は約 7 時間 20 分で、日影を及ぼす要因としては、計画地及びその周辺の既存建築物でございます。また、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設などの状況についてでございますが、下の表及び右の 134 ページの図に示すとおりでございます。

右の 134 ページの図をご覧ください。

日影が生じる計画地の北西から北東側に位置する施設といたしましては、▲2、3 の特別養護老人ホームサン・サン赤坂と高齢者在宅サービスセンターサン・サン赤坂と、■5 の氷川公園、それから、図の左上の★11 の一ツ木原古戦場跡、また、計画地近くの★12 の勝安房邸跡などがございます。計画地北西から北東側地域には官公庁施設や事務所建築物などが多く立地してございまして、北西から北側の一部には集合住宅が立地してございます。

136 ページをお願いいたします。

図は、既存の高層建築物などの状況を示すものでございます。計画地周辺に高さ 60m 以上の高層建築物が林立していることが御確認いただけると存じます。それぞれの高さにつきましては、左の 135 ページの表をご覧くださいと存じます。

すみません、戻りまして 53 ページをお願いいたします。

こちらの図 7.1-8 土地利用現況図をご覧ください。

図の、中心の赤色の実線で囲まれたエリアが計画地でございます。計画地の周辺には、藍色の事務所建築物だとか赤色の官公庁施設、黄色のマンションなどの集合住宅、商業施設が数多く存在し、藍色の事務所建築物は外堀通り、赤坂通り及び桜田通りの沿道に、また、赤色の官公庁施設は千代田区に多い状況でございます。計画地近傍は、北側は主に黄色の集合住宅、東側は藍色の事務所建築物、南側は桃色の宿泊・遊興施設となっております、西側には小規模な集合住宅、事務所建築物、住所併用系建物が混在してございます。

139 ページをお願いいたします。予測でございます。

予測事項は、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設などにおける日影となる時刻、時間数などの日影の状況の変化の程度と、冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数などの日影の状況の変化の程度の 2 事項でございます。

予測の対象時点は、計画建築物の建設工事が完了した時点としてございます。予測地点は、先ほど御説明申し上げました 132 ページの図に示す現況調査の調査地点と同じ 1 地点、また、予測地域は、冬至日における 8 時～16 時の真太陽時の時間帯において計画建築物によって日影が生じると予想される地域としてございます。

予測方法は、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設などにおける日影となる時刻、時間数などの日影の状況の変化の程度につきましては、現況の天空写真に計画建築物の射影を合成し、これに冬至、夏至、春分・秋分の日の太陽軌道を記入する方法を採用。また、冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数などの日影の状況の変化の程度につきましては、計画建築物による冬至日の 8 時～16 時の真太陽時の時刻別日影図及び等時間日影図を作成する方法を採用してございます。

予測結果につきましては、後ほど評価とあわせて御説明いたします。

142 ページをお願いいたします。

真太陽時に計画建築物により日影が及ぶ範囲は、図の左上の計画地の敷地境界から約 1.5km 離れた赤坂御用地付近から、図の右上の桜田門付近まででございます。

143 ページをお願いいたします。等時間日影図でございます。

計画建築物により 1 時間以上の日影が生じる範囲は、計画地の敷地境界から約 550m の範囲内で、商業地域に指定された日影規制の適用を受けない地域でございます。また、1 時間以上の日影が生じる範囲には、日影の影響により特に配慮すべき施設が存在しない状況でござ

います。

144 ページをお願いいたします。環境保全のための措置でございます。

工事の完了後の予測に反映した措置につきましては、計画地周辺の施設への影響を低減するため、計画建築物を敷地境界から十分に後退して配置し、周辺の建築物との隣棟間隔を確保したゆとりある計画とするとしてございます。

評価についてでございます。

評価の指標は、法及び条例に定める日影規制としてございまして、天空写真をもとに冬至日の日影時間を予測した結果、計画建築物による日影時間は現況に比べて約 10 分減少すると予測してございます。工事の完了後の計画地内の建築物による日影時間は、現況に比べて約 10 分減少すると予測してございます。

冬至日に計画建築物により 1 時間以上の日影が生じる範囲は、計画地敷地境界から約 550m の範囲と予測してございます。その範囲は商業地域に指定されており、日影規制の適用を受けない地域で、計画地周辺には日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設が存在するが、1 時間以上の日影が生じる範囲内には存在しないことから、本事業に係る日影は、評価の指標とした条例に定める日影規制を満足するものと考察してございます。

本日の資料 4 ページにお戻りください。

中ほどより少し下でございます。都民の主な意見はございまして、関係区長の意見は右の 5 ページをご覧ください。

港区長からの御意見はございまして、千代田区長からは、評価書案のとおり対応されたいという御意見をいただいております。

1 枚おめくりいただきまして、6 ページをお願いいたします。

以上を踏まえまして、義江委員に項目見当をお願いいたしました結果、ご覧のと通りの御意見をいただいております。意見を読ませていただきます。「日影の予測・評価において、現況に含まれている赤坂ツインタワー地上部は、既に解体されていることから、解体後の状況を現況とし、予測・評価を見直すとともに、環境保全のための措置を検討すること」という御意見でございます。なお、こちらにつきましては、風環境、景観共通でございます。

意見の取り扱いについての事務局案といたしましては、御指摘の趣旨を答申案に入れるというものでございます。

説明は以上でございます。

○町田部会長 ありがとうございます。

義江委員、日影について何かありますか。

○義江委員 森本課長から御説明があったとおりで、補足することはありません。

○町田部会長 ありがとうございます。

それでは、御質問等ございましたらお願いいたします。

では、特に御意見がないようですので、日影につきましては、御指摘の趣旨を答申案に入れることといたします。

それでは、資料では風環境となっておりますが、景観を先に審議させていただきます。

景観について事務局から説明をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 はい、わかりました。

本日の資料 10 ページをお願いいたします。資料 1-4、景観でございます。

お手元の評価書案の 174 ページをお願いいたします。

最初に、現況調査の調査事項につきましては、地域景観の特性、代表的な眺望地点及び眺望の状況など 6 事項でございます。

176 ページをお願いいたします。こちらは景観調査地点の図でございます。

計画建築物により景観に影響を及ぼすと予想される地域を調査地域といたしまして、計画地を中心に半径約 800m の範囲が近景域、半径 800m～1,500m の範囲が中景域、それ以遠を遠景域としてございます。それぞれの景域の代表的な眺望地点の選定理由などは、左の 175 ページの表 7.6-2、こちらをご覧くださいと存じます。

1 枚おめくりだしまして 177 ページをお願いいたします。圧迫感の状況でございます。

圧迫感の状況は、計画地近傍において天空写真を撮影し、圧迫感の指標の一つである形態率を求める方法により把握してございます。また、調査地点は、下の表及び右の 178 ページの図に示す 3 地点としてございます。

183 ページをお願いいたします。予測でございます。

予測事項は、工事の完了後の、主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度、圧迫感の変化の程度の 3 点としてございます。また、予測の対象時点は、計画建築物の建設工事が完了した時点。予測地域は、現況調査の調査地域と同様としてございます。

予測方法につきましては、主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度につきましては、現況調査結果及び事業計画の内容に基づきまして、計画建築物による地域景観特性の変化の程度を予測してございます。また、代表的な眺望地

点からの眺望の変化の程度につきましては、現況写真に計画建築物の完成予想図を合成したフォトモンタージュを作成いたしまして現況写真との比較を行うことにより、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度を予測してございます。さらに、圧迫感の変化の程度につきましては、現況の天空写真に計画建築物の完成予想図を合成し、圧迫感を計測する指標の一つである形態率を求め、圧迫感の変化の程度を予測してございます。

予測結果につきましては、評価結果とあわせて御説明いたします。

185 ページをお願いいたします。

こちらは No. 1 地点、溜池交差点の眺望の変化を表す写真でございまして、工事の完了後は中央の ATT 新館の背後に計画建築物が出現し、周辺の建築物とともに都市景観の新たなシンボルの一つとして認識されると予測してございます。

右の 186 ページをお願いいたします。

こちらは No. 2 地点、谷町歩道橋の眺望の変化を表す写真でございまして、下の写真であります工事完了後については、中央のアークヒルズフロントタワーの背後に計画建築物が出現し、周辺の高層建築物群が構成する都市景観の一部として認識されると予測してございます。

1 枚おめくりいただきまして 187 ページをお願いいたします。

こちらの写真は、No. 3 地点、檜町公園の眺望の変化を示す写真でございます。下の工事完了後の写真でございしますが、中央の赤坂タワーレジデンスの横に計画建築物の一部が出現し、周辺の高層建築物群が構成する都市景観の一部として認識されると予測してございます。

右の 188 ページをお願いいたします。

こちらの写真は、No. 4 地点、山王日枝神社の眺望の変化を表す写真でございます。下の工事完了後の写真でございしますが、右側の赤坂タワーレジデンス、赤坂溜池タワー、衆議院赤坂議員宿舎の横に計画建築物が出現いたしまして、周辺の高層建築物群が構成する都市景観の一部として認識されると予測してございます。

1 枚おめくりいただきまして 189 ページをお願いいたします。

こちらの写真は、No. 5、国会前交差点の眺望の変化を表す写真でございます。下の工事完了後の写真でございしますが、中央の国会前庭庭園の背後に計画建築物が出現し、スカイラインは変化するものの、周辺の高層建築物群が構成する都市景観の一部として認識されると予測してございます。

右の 190 ページをお願いいたします。

こちらの写真は、No. 6、東京タワーの眺望の変化を表す写真でございます。下の工事完了

後の写真でございますが、中央の赤坂一丁目や六本木一丁目に位置する高層建築物群の背後に計画建築物が出現するものの、スカイラインに大きな変化はなく、周辺の高層建築物群が構成する都市景観の一部として認識されると予測してございます。

1枚おめくりいただきまして191ページをお願いいたします。圧迫感の変化の程度でございます。

計画建築物による形態率は下の表に、現況及び工事の完了後の圧迫感の写真は右の192ページ～194ページの写真に示すとおりでございます。

現況における形態率は52.6%～71.8%、工事完了後における形態率は49.1%～79.3%で、変化量は、地域全体でマイナス11.6ポイント～7.5ポイント、計画地内既存建築物と計画建築物でマイナス20.5ポイント～7.0ポイントとなっております。

195ページをお願いいたします。環境保全のための措置についてでございます。

工事の完了後の予測に反映した措置につきましては、計画地周辺の施設への影響を低減するため、計画建築物を敷地境界から十分に後退して配置し、周辺の建築物と十分な隣棟間隔を確保したゆとりある計画とすること、計画建築物の外壁の色彩や素材などについては、周辺の町並みに配慮し、調和のとれた色彩や素材などを使用することの2点でございます。また、予測に反映しなかった措置につきましては、計画地内にまとまりのある緑地を創出し、計画地周辺の公共空間との関係に配慮した計画とし、地域に潤いやゆとりを提供すること、それと、敷地境界付近には適切な植栽を施すことで歩行者への圧迫感の軽減に努めることの2点でございます。

評価でございます。

主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度につきまして、評価の指標は港区景観計画に定められた景観形成の方針とし、計画建築物は周辺の高層建築物群が構成する都市景観の一部として認識され、また、約5,000m²のゆとりある緑地・広場を整備することで緑と潤いのある景観が形成される、さらに、計画地への大規模な緑地整備とオフィス、ホテル、住宅などの複合機能の導入により敷地の高度利用が図られ、活発な都市活動が創出する新たな魅力ある街並みにふさわしい景観構成要素になるとそれぞれ考察されることから、変化の程度は小さく、評価の指標を満足するものと考察してございます。

また、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度につきましては、評価の指標は港区景観計画に定められた景観形成の方針とし、計画地周辺の代表的な眺望地点からの眺望は、近景

域においては、計画建築物は周辺の建築物とともに都市景観の新たなシンボルの一つとして認識され、中景域及び遠景域においては、計画建築物は周辺の高層建築物群が構成する都市景観の一部として認識されると考察されることから、変化の程度は小さく、評価の指標を満足するものと考察してございます。

さらに、右側、196 ページですが、圧迫感の変化の程度につきましては、評価の指標は、圧迫感の軽減を図ることとし、現況における形態率は52.6%～71.8%、工事完了後における形態率は49.1%～79.3%で、変化量は地域全体でマイナス11.6ポイント～7.5ポイント、計画地内既存建築物と計画建築物でマイナス20.5ポイント～7.0ポイントであり、計画建築物を敷地境界から十分に後退して配置し、外壁面などの色彩や素材などについては周辺の町並みとの調和に配慮することで圧迫感の軽減に努めること、建物外周部には樹木の整備を行うことで圧迫感の軽減が図られるものと考察してございます。したがって、変化の程度は小さく、評価の指標を満足するものと考察してございます。

本日の資料10ページにお戻りください。

10ページの中ほどより少し下でございます。都民の主な意見はございませんで、関係区長の御意見は、右の11ページ、別紙1のとおりでございます。港区長からは御意見なしでございまして、千代田区長からは、評価書案のとおり対応されたいという意見をいただいております。

おめくりいただきまして12ページをお願いいたします。

以上を踏まえまして、義江委員に項目検討をお願いいたしました結果、ご覧のと通りの御意見をいただいております。

御意見を讀ませさせていただきます。「景観の予測・評価において、現況に含まれている赤坂ツインタワー地上部は、既に解体されていることから、解体後の状況を現況とし、予測・評価を見直すとともに、環境保全のための措置を検討すること」という御意見でございます。なお、こちらの御意見は、日影、風環境共通でございます。

意見の取扱いについての事務局案といたしましては、御指摘の趣旨を答申案に入れるというものでございます。

説明は以上でございます。

○町田部会長 ありがとうございます。

それでは、御担当の義江委員、何か補足することございますか。

○義江委員 今、最後に御説明がありましたように、赤坂ツインタワーは既に解体されてい

ることから、解体後の状況を現況とすることということなのですが、例えば192ページの上の図が現況でございますけれども、この赤坂ツインタワーが実はもう解体されているということで、現況の状況が大分変わってくると思いますし、それに伴いまして196ページに書いてある現況の文章あるいは圧迫感の変化の程度というところも変わってくるはずでございます。

以上です。

○町田部会長 ありがとうございます。

それでは、御出席の委員の皆様方から何か質問等ございましたらお願いいたします。

奥委員、どうぞ。

○奥委員 ただいまの義江委員の御指摘、ごもっともだとも思うのですが、既に現況、現在はもう建物が無い状態ですからそれを現況とすべきだというのはそうだろうと思いますが、評価のこの結果といいますか、この文章自体かなり大きな変更を求めるということになってくるわけで。

この案件に限らず、これまで他の案件で、同じようにもう既に建物が解体されてしまっている状況にもかかわらず建物があつた時点を現況として、そことの比較で評価をしたという事例というのがほかにあつたのかどうか。その際に、同じような、現況は建物解体後を現況として評価すべきだというような指摘をしたことがあるのかどうか。これまでの指摘との、何ていうんでしょう、整合性といいますか、そこもちょっと気になるところではあるので、もしおわかりになりましたら、その確認をさせていただければと思います。

○町田部会長 事務局、お願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 今、奥委員からいただいた御意見についてでございますけれども、その点については、まずはちょっと確認をさせていただければというふうに思います。

○奥委員 恐らくこれ、今後の制度の運用の問題にかかわってくることなので、どこを現況として捉えるべきなのかというのは、この一つのプロジェクトに限らず、やっぱり統一見解を持っておくべき話かなというふうに思いまして。そこはどう考えたらいいのでしょうか。

○町田部会長 そうですね。

義江委員、何かございますか。

○義江委員 まあ、現況ですので、今現在の状況というのを基準にするべきだとは思いますが、

あと、こういう指摘をさせていただいている理由として、どうもこの景観と風環境と日影

以外の項目は、現況がこの赤坂ツインタワービルが解体された状況を想定しているようなんですよね。ですので、全ての項目について一貫して現況というのは同じ状況じゃなければいけない、赤坂ツインタワーが解体されているという状況を全ての項目について適用しないとイケないというふうな考えもございます。

○町田部会長 圧迫感の比較といたしますかね、基準が大分違ってきますよね。だから難しいところだろうと思うんですが。

何か御意見、ほかにございますか。

それでは、先ほどの奥委員の御質問については、事務局で引き続きチェックを、調査をしておいていただければと思いますけれども。

○森本アセスメント担当課長 はい、わかりました。

○町田部会長 よろしいですか。

○奥委員 義江委員がおっしゃったように、全ての項目について現況として捉える時点は同じ時点であるべきだというのはそのとおりだと思います。それを前提にこの評価書案を最終的に書きかえていただくのか、それとも、少なくともどの時点を現況として捉えているのかということはしっかりと文章中に明記していただくかですね。その項目ごとに現況が違うんだということは明記していただくという対応もありかなとも思います。やり直すということなのか、それとも、少なくとも現況の時点を明記していただくかですね。

○町田部会長 評価の出発点をどこにするかは大切なところだろうと思いますので、何か事務局からございましたら。

○森本アセスメント担当課長 先ほど義江委員のほうからもお言葉をいただいたのですが、景観と日影と風環境ですか、こちらのほうは、今回の評価項目である大気汚染、それから騒音・振動は解体後のところを現況としてございましてということがやはり前提としてありますので、それらを踏まえての今回この御意見をいただいてございまして、この御意見をまずは事業者のほうに伝えていきたいと考えてございます。

○奥委員 それはそれで。

○町田部会長 よろしいですか。

○奥委員 はい。

○町田部会長 ほかに御意見ございますか。

それでは、ほかには御意見がないようですので、景観につきましては、御指摘の趣旨を答申案に入れることといたします。

それでは次に、風環境について、事務局から説明をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 はい、わかりました。

本日の資料、7 ページをお願いいたします。資料 1-3、風環境でございます。

お手元の評価書案の 155 ページをお願いいたします。

最初に、現況調査の調査事項についてですが、風の影響に特に配慮すべき施設の状況など 5 事項でございます。

157 ページをお願いいたします。こちらの図は、風環境調査地域でございます。

調査地域は計画建築物が風環境に影響を及ぼすと予想される地域とし、計画建築物最高の高さの約 2 倍、計画地を中心とする半径約 400m の範囲としてございます。

1 枚おめくりいただきまして、159 ページをお願いいたします。

こちらのページの中ほどの、風環境について考慮すべき建築物等の状況についてでございますが、こちらは、134 ページをお願いいたします。こちらの図にございましており、計画地の周辺、西側には指定文化財、それから老人福祉施設、公園などが、また東から南東にかけては公園、指定文化財、幼稚園がございまして。

160 ページをお願いいたします。予測でございます。

予測事項は、工事の完了後の、風向、風速が変化する地域の範囲及び変化の程度、年間における強風の出現頻度。また、予測の対象時点は、計画建築物の建設工事が完了した時点。予測地域は、現況調査の調査地域と同様としてございます。予測方法は、右の 161 ページの図に示す予測手順に基づきまして、風洞実験を行ってございます。実験に用いた模型は縮尺 600 分の 1 とし、計画建築物を中心に半径約 600m の地形、建築物などの状況を再現して行ってございます。

162 ページをお願いいたします。風環境の評価方法でございます。

風環境の評価は、下の表にございまして「風速出現頻度に基づく風環境評価尺度」を用いて、風環境の状況をランク 1～3 で区分する方法で評価してございます。

右の 163 ページをお願いいたします。予測結果でございます。

まず、風向、風速が変化する地域の範囲及び変化の程度でございます。

基準点である旧東京管区气象台において風向の出現頻度が高い北北西及び南西の現況、工事の完了後（防風植栽設置前）及び工事の完了後（防風植栽設置後）における風速比のベクトル図は、164 ページ～167 ページにかけての図に示すとおりでございまして、風向の出現頻度が高い北北西及び南西の現況と工事の完了後の風向及び風速比を比較すると、いずれも計

画地近傍の道路上の地点で変化が見られるものがございます。

168 ページをお願いいたします。年間における強風の出現頻度についてでございます。

169 ページ～170 ページの表及び 171 ページ～172 ページの図をご覧ください。

現況の風環境は、ランク 1 が 128 地点、ランク 2 が 26 地点、ランク 3 が 2 地点、ランク 4 が 2 地点でございます。工事の完了後（防風植栽設置前）はランク 1 が 133 地点、ランク 2 が 32 地点、ランク 3 が 4 地点、ランク 4 が 3 地点でございます。現況の風環境評価と比較すると、ランク 1 からランク 2 に変化した地点が 9 地点、ランク 2 からランク 1 に変化した地点が 7 地点、ランク 3 からランク 2 に変化した地点が 1 地点、ランク 4 からランク 3 に変化した地点が 1 地点でございます。

また、工事の完了後（防風植栽設置後）は、ランク 1 が 134 地点、ランク 2 が 35 地点、ランク 3 が 2 地点、ランク 4 が 1 地点でございます。現況の風環境評価と比較いたしますと、ランク 1 からランク 2 に変化した地点が 8 地点、ランク 2 からランク 1 に変化した地点が 7 地点、ランク 3 からランク 2 に変化した地点が 1 地点、ランク 4 からランク 3 に変化した地点が 1 地点でございます。

173 ページをお願いいたします。環境保全のための措置でございます。

工事の完了後の予測に反映した措置は、計画地内に防風植栽を適切に配置し、歩行者への風の影響の低減に努めること、それから、高層部を段上に後退させて、北北西からの卓越風の影響をできるだけ低減するように配慮することの 2 点でございます。

また、予測に反映しなかった措置は、今後、詳細に設計を進めていく中で、建築物の形状などについてさらに検討、計画建築物による風の影響の低減に努めること、それから、防風植栽のほか敷地内緑化を図り、歩行者への風の影響の低減に努めること、事後調査において風の状況を確認した上、必要に応じて適切な対策を講じることの 3 点としてございます。

続きまして、評価でございます。

評価の指標は、162 ページの表に示す風環境評価尺度としてございます。

工事の完了後（防風植栽設置後）においては、現況においてランク 3 またはランク 4 である地点を除いて、全てランク 2 以下になるものと予測、また、現況においてランク 3 またはランク 4 である地点のランクは悪化しないとのことでございます。

計画建築物の存在により、計画地周辺における風環境に変化が生じるものの、計画地内に防風植栽を適切に配置することで、現況においてランク 3 またはランク 4 である地点を除いて、風の影響に特に配慮すべき施設周辺を含めてランク 1 及びランク 2 相当の風環境になる

ことから、評価の指標の許容する範囲にあるものと考察してございます。

なお、防風植栽のほか、敷地内緑化を図り、歩行者への風の影響の低減に努めるとともに、事後調査において風の状況を確認した上、必要に応じて適切な対策を講じることとしてございます。

本日の資料7ページにお戻りください。

本日の資料7ページの中ほどより少し下でございます。都民の主な意見はございませんでした。関係区長の御意見は、資料の、こちらは1枚おめくりいただきまして8ページをお願いいたします。

港区長からは、敷地周辺の歩道などを通行する者の安全が確保されるとともに、敷地内の広場・緑地の利用者が快適に過ごし憩えるよう、十分な風対策を着実にを行い、できる限りビル風の低減に努めてほしいということ。2つ目に、ビル風軽減策の検討に当たっては、防風植栽以外にも、フェンスや防風スクリーン、ひさし、建物形状、低層部分を設けるなど総合的に検討し、さらに工夫してほしいということ。3つ目に、防風植栽については、港区ビル風対策要綱の手続を踏まえ、整備を進めるとともに、適切な植栽の維持管理を行ってほしいということ。4つ目に、工事期間中の風の測定などについて近隣住民などからの要望が出た場合は対応するとともに、ビル風の陳情・苦情には丁寧に対応し、必要に応じて対策を講じてほしいという御意見をいただいております。

また、千代田区長からは、評価書案のとおり対応されたいという御意見をいただいております。

右側、9ページをお願いいたします。

以上を踏まえまして、義江委員に項目検討をお願いいたしました結果、ご覧のと通りの御意見をいただいております。

御意見を読ませていただきます。「風環境の予測・評価において、現況に含まれている赤坂ツインタワー地上部は、既に解体されていることから、解体後の状況を現況とし、予測・評価を見直すとともに、環境保全のための措置を検討すること」という御意見でございます。なお、こちらの御意見は、日影、景観共通でございます。

御意見の取り扱いについての事務局案といたしましては、御指摘の趣旨を答申案に入れるというものでございます。

説明は以上でございます。

○町田部会長 ありがとうございました。

それでは、御担当の義江委員、補足することがございましたらお願いします。

○義江委員 今回、風環境の評価には、162 ページの表に書いてありますような日最大瞬間風速の超過頻度、超過確率でもって評価をしております。しかし、風洞実験で測定している風速は時間平均風速なんですね。最大瞬間風速ではなくて時間平均風速を風洞実験で測定しておりますので、その平均風速にガストファクターというものを掛け算して、最大瞬間風速に換算しております。この162 ページの表の上の文章の中にも、ガストファクターという表記がございます。

このガストファクターというのを仮定するわけなんですけれども、これまでさまざまな提案式がございます。そして数年前には、日本風工学会のほうからも、統一したガストファクターを与えてほしいということで、提案式を出しております。

今回使われているガストファクターは、資料編の87 ページに書いてあるんですけども、ちょっとこの式は、ほかの提案式あるいは先ほど申し上げました日本風工学会の提案式と比べると、ガストファクターを少し低めに評価しております。ほかの提案式と比べると、この資料編87 ページのガストファクターの式ではガストファクターが少し低めに評価される。それに伴って、日最大瞬間風速の超過確率が低めに評価され、ひいては風環境評価結果、このランク1、2、3、これも低めに評価されてしまうおそれがあります。

ですので、今回、この資料編に書いてあるガストファクターの式を選択した理由をですね、この式でも問題ないんだという、そういう理由を評価書のほうで記載するように事務局から伝えていただきたいと思います。

それからもう一つですが、171 ページの現況の評価結果を見ますと、敷地内のオレンジ色の半円で示されている207、208、209 ですかね、ここはランク4 というふうになっております。ここには一般の方が歩くような遊歩道がありまして、次のページの172 ページの防風対策後にはランク2 になっているとはいうものの、先ほど言いましたようにガストファクターが低めに評価されていることもありますし、防風植栽から少し離れた測定していないような点ではランク2 におさまらないという可能性もありますので、この遊歩道あたりの防風対策、これをきちんと実施して、事後調査でも確認していただきたいというふうに思います。

以上です。

○町田部会長 今の御指摘、いかがですか、事務局。

○森本アセスメント担当課長 貴重な御意見をありがとうございます。

義江委員から今いただきました2点、ガストファクターを選択した理由を評価書でという

ような御意見と、それから2つ目の、ランク4のポイント、防風対策をきちんと実施し、事後調査等で確認をという御意見につきましては、いずれも事業者のほうにしっかりと伝えてまいりたいと考えてございます。

○町田部会長 よろしく願いいたします。

ほかに御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

それでは、特に御意見がないようですので、風環境につきましては、指摘の趣旨を答申案に入れることといたします。

それでは、本案件の項目別審議は全て終了いたしましたので、引き続き総括審議を行います。事務局から説明をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 はい、わかりました。

本日の資料13ページをお願いいたします。資料1-5、総括審議の案文でございます。読み上げさせていただきます。

「(仮称)赤坂二丁目プロジェクト」に係る環境影響評価書案について (案)

第1 審議経過

本審議会では、平成30年2月23日に「(仮称)赤坂二丁目プロジェクト」環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について諮問されて以降、部会における審議を重ね、関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

審議経過は15ページの付表のとおりでございます。

また、都民の意見を聴く会は、都民からの意見書の提出がなかったため開催されませんでした。

13ページにお戻りください。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、評価の指標を下回るとしているが、二酸化窒素の最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高いことから、環境保全のための

措置を徹底すること。

【騒音・振動】

工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動について、評価の指標を下回るとしているが、主な走行経路となる区道は、道路幅が狭く、沿道には住宅が存在することから、環境保全のための措置を徹底すること。

1枚おめくりいただきまして、14ページをお願いいたします。

【日影、風環境、景観共通】

日影、風環境及び景観の予測・評価において、現況に含まれている赤坂ツインタワー地上部は、既に解体されていることから、解体後の状況を現況とし、予測・評価を見直すとともに、環境保全のための措置を検討すること。

以上でございます。

○町田部会長 ただいま読み上げをしていただきました。

何か御質問等がございましたらお願いいたします。

では、特に御意見がないようですので、ただいま説明した内容で、次回、31日でしょうか、総会に報告をいたします。

本日予定いたしました審議は全て終了いたしました。ほかに何かございますでしょうか。

では、特にないようですので、これで第一部会を終了させていただきます。皆様どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退場をしてください。

(傍聴人退場)

(午後4時34分閉会)